

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年4月25日 22時30分ごろ
発生場所	徳島県阿南市 ^{たなご} 柵子島南西方沖 伊島灯台から真方位273° 2,100m付近 (概位 北緯33° 50.7′ 東経134° 47.5′)
事故の概要	漁船 ^{しやうよう} 庄洋丸は、北東進中、柵子島南西方沖の浅所に乗り揚げた。 庄洋丸は、船長が負傷し、船首船底部外板に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月26日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 庄洋丸、4.77トン
船舶番号、船舶所有者等	WK3-15552（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首船底部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>船長は、兵庫県南あわじ市沼島南方沖で操業を終え、平成28年4月25日15時00分ごろ陸の山並みを見て船位を確認した後、単独で手動操舵により帰航中、山並みに雲がかかり、船位が確認できない状況となった。</p> <p>船長は、しばらくして右舷船首方に白色の灯光を認めたので紀伊^{きい}海鹿島^{あしか}灯標（灯質：単閃白光 毎10秒に1閃光）と思い、約8ノットの対地速力で北東進中、船首船底部に衝撃を感じ、操舵輪で顔面を打った。</p> <p>船長は、伊島灯台（灯質：群閃白光 毎5秒に2閃光）の灯光を紀伊海鹿島灯標と間違えた、本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約0.7mであった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、伊島灯台の白色の灯光を紀伊海鹿島灯標の灯光と 思ったことから、柵子島南西方沖の浅所に向けて航行していることに 気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、両灯台の灯質の違いを把握していなかった可能性があると 考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、伊島灯台の白色の灯光を紀伊海鹿島灯標 の灯光と誤ったため、本船が柵子島南西方沖の浅所に乗り揚げたこと により発生したのと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターなどを用いて船位を確認すること。
-----------	--